

J R 坂出駅南口トライアル・サウンディング
出店許可通知書

様

坂出市長

令和 年 月 日付けで申込のあったトライアル・サウンディング出店について、次のとおり許可します。

出 店 箇 所	
内 容	
使 用 面 積	m ²
出 店 の 期 間	月 日 () 時～ 時
許 可 条 件	裏面のとおり

許可条件

- 1 JR坂出駅南口におけるトライアル・サウンディング出店者募集要項およびその他関係法令等を遵守すること。これに違反したときは、許可を取り消し、施設等を現状に回復させることがある。
- 2 施設の管理上必要が生じたときは、その全部または一部の行為を制限することがある。
- 3 坂出市の許可を受けないで許可事項を変更してはならない。
- 4 本件許可によって生じた権利義務を他人に譲渡し、貸与し、または担保その他私権の目的に供してはならない。
- 5 仮設工作物等の設置または行為等により施設等を損傷した場合は、出店者の負担において現状に回復すること。
- 6 本件許可に係る占用および行為の実施により、施設等に損害を与え、または、第三者と紛議が生じたときは、出店者の責任において損害を賠償し、紛議を解決しなければならない。
- 7 使用にあたっては安全措置、事故防止に万全を期すこと。
- 8 車両の乗り入れは出店および入出移動に限定して必要最小限とすること。
- 9 周辺住民に対して、騒音や交通渋滞、通行の支障等の問題が生じないよう十分配慮すること。
- 10 出店中は本許可通知書および道路使用許可書の写しを外部から見えるように掲示すること。
- 11 出店時には、視覚障がい者誘導線・鋲の利用に支障とならないよう配慮すること。